

委員会設置規程

(総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本脳神経外傷学会（以下「本法人」という）の定款及び定款施行細則（以下「細則」という）の規定に基づき、本法人の運営、会務の遂行に関し各種委員会を設置するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 本法人の委員会は、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、その構成、運営、任期等について、本規程に従うものとする。

(種別)

- 第2条 本法人には、以下の委員会を設置するものとする。
- (1)機関誌編集委員会
 - (2)国際神経外傷委員会
 - (3)頭部外傷データベース検討委員会
 - (4)頭部外傷治療・管理のガイドライン作成委員会
 - (5)スポーツ脳神経外傷検討委員会
 - (6)外傷性高次脳機能障害検討委員会
 - (7)学術委員会
 - (8)広報委員会
 - (9)その他各種委員会

(任務)

- 第3条 前条に定める委員会は、定款、細則に定めるほか、第9条により定める個別の委員会規程に基づき、その任務を行う。
- 2 各委員会は、委員会の活動内容についての報告を常務理事会及び理事会にしなければならない。また、常務理事会又は理事会から報告を求められたときは、直ちにその活動内容の報告をしなければならない。

(委員長及び委員会の構成員)

- 第4条 各委員会には、委員長1名を置くものとし、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、本法人の社員の中から、理事会の承認を得て、常務理事会の決議において選定する。
- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長は、委員会を構成する委員を、本法人の会員、社員、役員あるいは学識経験者等の中から委員会の運営に必要な人数を指名する。

- 4 委員長は、前項の規定に基づき委員を指名した後、速やかに委員会の構成員を理事会に報告するものとする。

(任期)

- 第5条 委員長の任期は、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、当該委員長の社員としての任期に従うものとし、社員として任期満了を迎えた場合には、委員長の任期も満了となる。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員会の各委員の任期は、当該委員は本法人の社員の場合は、社員の任期に従うものとし、社員としての任期満了を迎えた場合には、委員の任期も満了となる。また、当該委員が本法人の社員以外の場合は、同委員会における社員たる委員の任期と同一とする。ただし、いずれの場合も再任を妨げない。
 - 3 委員会の各委員（社員以外の委員も含む。）は、前項の任期中といえども、満 65 歳となった後、最初に到来する 3 月 31 日をもって任期満了となる。ただし、委員長が必要があると判断した場合には、後任が選任されるまで、その任期を延長することができる。
 - 4 前 3 項の規定にかかわらず、第 9 条の規定に基づき定める各委員会規程に別段の定めを設けることができる。

(会議)

- 第6条 各委員会の会議は、必要に応じて、委員長が随時招集する。
- 2 各委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電子メールによって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果を各委員に報告しなければならない。
 - 4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第7条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記載又は記録した議事録を作成する。

(委員会事務局)

- 第8条 各委員会は、その業務を処理するため必要がある場合には、細則に定める事務局とは別に、各委員会の判断により、業務を補佐する委員会事務局を個別に置くことができる。
- 2 委員会事務局は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料

の作成、会場整備などの業務を行う。

(各委員会規程)

第9条 本法人に設置される各委員会において、委員会の運営に必要な場合は、各委員会の発議により、常務理事会が審査し、理事会の承認を得て、個別に委員会規程を定めることができる。

(その他の委員会)

第10条 本法人の運営、会務の遂行に関して必要がある場合には、常務理事会の決議に基づき、理事会の承認を得て、第2条各号に定める以外にも委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定により委員会を設置する場合、本規程の全部又は一部を適用するか、もしくは別にその委員会のみ適用される規程を設けるかを常務理事会で検討し、常務理事会の決議に基づき、理事会の承認を得て実行するものとする。

(委員会の廃止)

第11条 本法人の運営、会務の変更、廃止等により、委員会が必要なくなった場合は、常務理事会の決議に基づき、理事会の承認を得て各委員会を廃止することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款又は細則により設置された委員会の廃止については、定款又は細則の改廃に関する規定に従うものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

平成 22 年 3 月 4 日 一部改正
平成 23 年 8 月 8 日 一部改正
平成 23 年 10 月 11 日 一部改正
平成 24 年 6 月 18 日 一部改正
平成 27 年 3 月 5 日 一部改正
平成 28 年 3 月 10 日 一部改正